

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

私たちが生きる上で毎日欠かせない「食」をめぐり、様々な問題が発生し、日頃から関心を寄せている人も多いのではないのでしょうか。たとえば、農薬の混入や産地偽装といった食の安全性、栄養バランスの偏った食事などによるメタボリックシンドロームや極端なダイエット、伝統ある食文化の喪失など。これら個人や家庭だけの問題でなく、国や地域全体の問題であり、食をめぐる現状に対処し、国民運動として食育を強力に推進するため、平成17年6月「食育基本法」が制定されました。

ところで、「食育」とはどのようなもののでしょうか？食育基本法では、次のように位置づけられています。

- ①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

また食育基本法では、食育の位置づけ・食をめぐる問題意識・食育推進に関する今後の課題と期待等を含む「前文」に続いて、国・地方公共団体等関係者の責務、食育推進会議（会長：内閣総理大臣）による基本計画の策定、地方公共団体による推進計画の策定、家庭・学校・地域等様々な分野における基本的施策が掲げられています。

弟子屈町においても、高校生や成人男性での朝食の欠食が目立ち、牛乳や小魚、野菜類をきちんと摂っていないということなどが、先の食育アンケートで見受けられました。また、食育について関心はあるものの、「言葉と意味」両方を知っている人は半数程度でした。一方で弟子屈町は、高品質の牛乳を生産する大規模酪農地帯であり、他産地に負けない美味しさを誇るジャガイモやソバ、メロンなどを栽培している農業のまちであります。

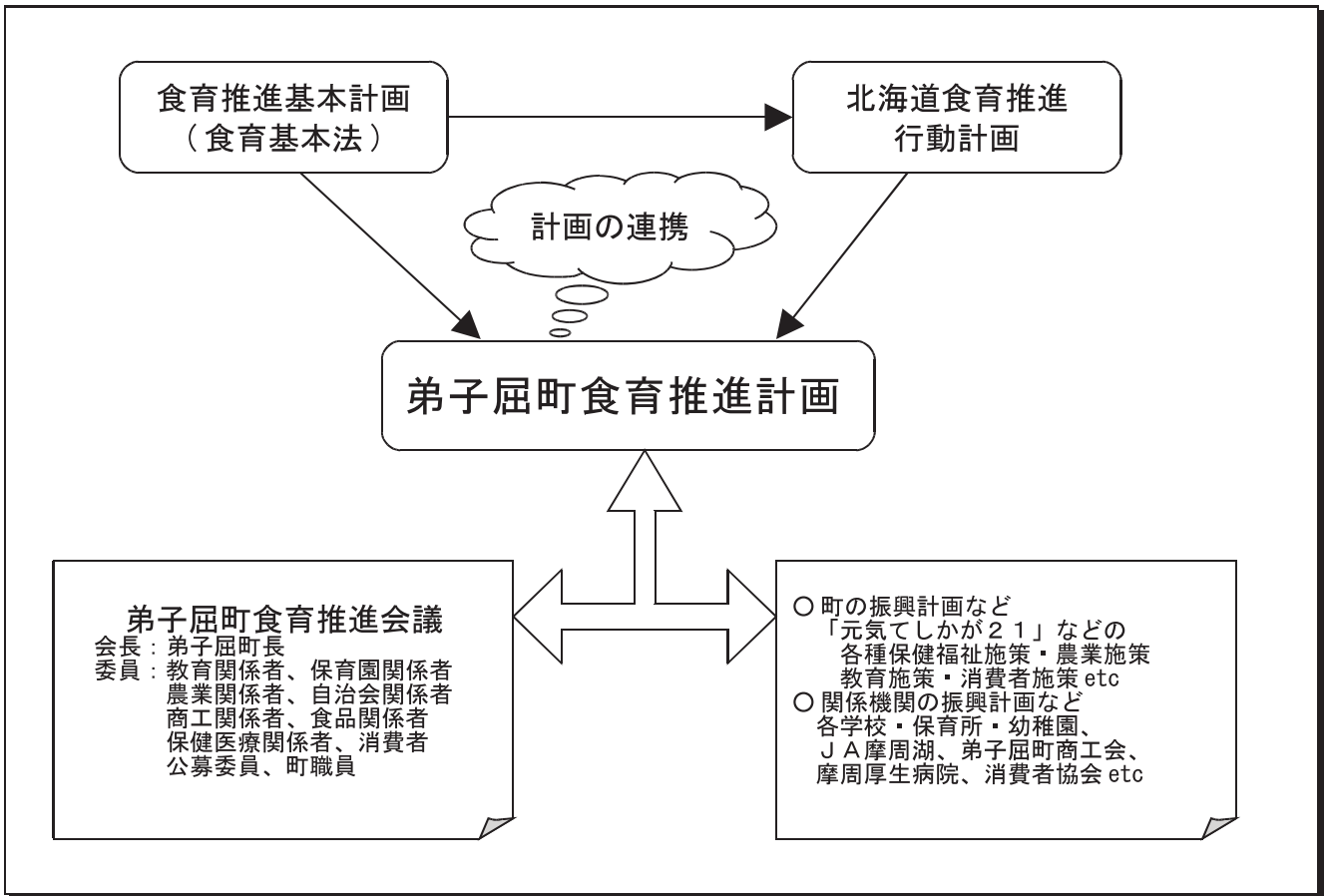
このような弟子屈町の特性を生かし、町民一人ひとりが健やかで豊かな食生活を送っていくために、「食」に対する総合的な取り組みとして「弟子屈町食育推進計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

弟子屈町食育推進計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置付け、子どもからお年寄りまで町民みんなが食育の重要性を認識し、豊かな健康的な食生活を推進していくための計画として策定しました。また、国や道の食育計画などとともに、「元気でしかが21」など関係の深い各種計画と連携を図りながら総合的に食育を推進します。

\* 下線を引いている語句については、資料編の用語解説をご覧ください。

(連携図)



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

なお、食育の推進状況や社会情勢に変化などが生じたときには、必要に応じて随時見直すこととします。また、平成26年度以降の食育推進計画については、5年間の成果等やその時々的情勢を踏まえ、あらためて計画づくりを行うこととします。

### 4 計画の推進体制

弟子屈町らしい食育を推進するためには、町民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解し、家庭、学校、保育所、行政、地域等社会の様々な分野で、総合的に実践していくことが重要です。食育推進計画は、言わばその大元となるもので、多様な主体の参加と連携・協力により、食育を町民運動として推進します。